

税務かわら版

Vol. 6 平成19年春号



税理士 村野憲一事務所

〒104-0061

東京都中央区銀座1-22-12

藤和銀座一丁目ビル8階

TEL : 03-3561-3824

担当： 荒井

春の気配が感じられるようになりました。貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回のトピック 「減価償却制度の見直し」

平成19年度の税制改正で「減価償却制度」が大きく見直されることになりましたのでお伝え申し上げます。減価償却制度については「資産の価値がなくなっても全額償却できない」と批判が強く改善が求められてきました。この改正に伴い償却が早く進みますので、耐用年数の期間中の所得金額が少なくなり税負担も軽くなりますので、次の設備投資も早められる効果があります。

ポイント

- (1) 残存価格（取得価格の10%）・償却可能限度額（取得価格の95%）の廃止
- (2) 液晶、プラズマディスプレイ等のハイテク生産設備の耐用年数8～10年から5年に短縮

詳細

(1) 残存価格の廃止により

A. 定率法の償却率が大幅に引き上げられます。

$$\text{新定率法償却率の計算式} \cdots (1/n) \times 250\%$$

注1 n = 耐用年数

注2 償却率は「1」が最高となります。2年の場合… $(1/2) \times 250\% = 1.250 \rightarrow 1$

B. 新償却率で計算した減価償却費が、次の**一定の金額**を下回る場合には償却方法を定額法に切り替えて、それ以後の年度は**一定の金額**を減価償却とします。

$$\text{一定の金額} = \text{期首帳簿価額} / (\text{法定耐用年数} - \text{経過年数})$$

(例) 取得価格 1,000 千円 耐用年数 6 年の場合

	従来の定率法	新定率法 { $(1/6) \times 250\% = 0.416$ }	
1年目	319 千円	417 千円	
2年目	217 千円	243 千円	
3年目	148 千円	142 千円	※の年度が、定額法に切り替わっています。
4年目	101 千円	82 千円	単純化の為に、端数は四捨五入しています。
5年目	68 千円	58 千円	※
6年目	47 千円	58 千円	※
償却累計	900 千円	1,000 千円	

(2) 償却可能限度額の廃止により

A. 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した事業年度の翌年以降の5年間で、残りの5%を均等償却可。

B. 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産については、1円（備忘価格）まで償却できます。

以上